

中国における戸籍の移転と経済的価値についての分析枠組

前田比呂子

はじめに

中華人民共和国においては従来、戸籍が都市と農村に区分され、農村戸籍者の都市への移動および農村戸籍から都市戸籍への転籍は厳格に制限されていた。都市戸籍

人口は過去数十年の間、一貫して総人口の約二割に抑制され、人々の個人的な移動が地理的にも社会的にも規制された社会であった。こうした二元的な社会構造のあり方は一九七〇年代末以降の経済改革の実施によって次第に変化してきた。人口移動の活発化などに伴ない、政府は従来の静態的な移動管理のあり方から動態的な管理への政策変更を迫られ、また、従来、戸籍管理制度と密接に結びついていた種々の経済システムの改編・撤廃が実

現するなど戸籍に付随する社会福利厚生サービスの側面が薄れつつある一方で、社会保険制度の改革に見られるように依然として都市・農村間の戸籍区分が根強く残っている分野もある。

戸籍はその種類(都市、農村など)や等級(「城市」「city・大都市レベルか、「城鎮」|| town・町レベルか)などによって異なる経済的価値を持つが、改革・開放政策による市場経済体制への移行に伴って、戸籍を取りまく状況は目まぐるしく変化し、既得権益に結びついたその実質的な価値も多様化、複雑化してきている。と同時に、こうした変化を捉え、戸籍に規定された中国社会についてより詳細な考察を行なっていくための分析枠組を構築する作業も、日々新たな挑戦に迫られている。

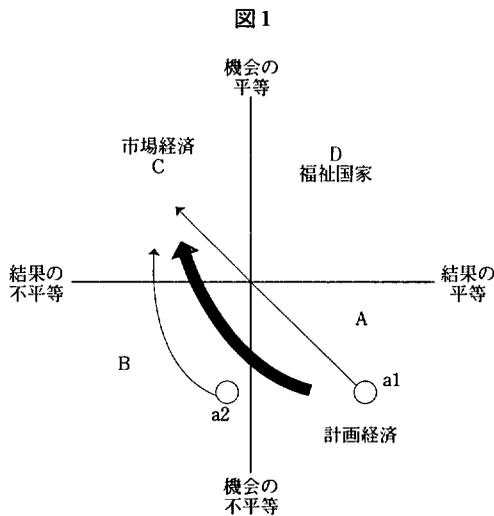
本稿では、戸籍管理制度から中国社会を考察する際の分析枠組の一つを試論的に提示してみたい。まず、第一節で、戸籍の実質的な経済価値に着目して中国社会を考察する際の全体的な視点について述べた上で、人々の社会経済的地位の上昇を規定する二つの主要因として「機会」と「所得」を座標軸に設定し、種々の権益を内包した都市戸籍を前者の中に位置づける。第二節では、局部的に位置づけた諸「機会」へのアクセス手段としての戸籍について、「機会」に属する他の構成要素との関係を見ていく過程で「機会」の中でのより具体的な位置づけを行ない、再び「所得」との関係に立ち返って論述する。最後に総括を行なう。

一 戸籍の実質的経済価値を捉える枠組

まず、戸籍の実質的経済価値および重要性に着目して中国社会を考察する際の全体的な枠組を提示してみたい。

(一) 「結果の平等」から「機会の平等」へ

文化大革命後の中国における大きな政策的転換は、従来の社会主義諸国におけるような計画経済体制から資本主義諸国に見られるような市場経済体制への移行であった。



〔出所〕筆者作成。

た。市場は「機会の平等」を保証する一方で「結果の不平等」を積極的に認める制度であり、中国を含む従来の社会主義国では階層間に「機会の不平等」を設ける一方で「結果の平等」が追求された社会であった。こうした認識のフレーム・ワークを借りて謂うならば、中国は計画経済体制から市場経済体制への移行を模索する過程で

「機会の不平等、結果の平等」を追求する社会から「市場＝機会の平等」を追求する社会へと変わったといえるだろう。実際、従来、「機会の不平等」をもたらししていた諸分野の中で、就業や都市地域への移動・移住、食糧・基本生活物資の購入などの特に経済的格差が濃厚な分野においては、「機会の平等」を実現すべくすでに制度的改編・撤廃が実施されている。

図1はこうした移行過程を、「機会」と「結果」を座標軸に設定し、それぞれの平等・不平等の度合いによって四つの象限に分けることで視覚化したものである。「機会・不平等、結果・平等」の社会主義計画経済はAの象限に、「機会・平等、結果・不平等」の資本主義諸国における自由主義的な市場経済はCに位置づけられる。「機会の平等」を前提としながら「結果の平等」をも積極的に指向する福祉国家はDに位置するだろう。一九七〇年代末以降、市場経済システムの導入を積極的に推し進めてきた中国は、まさに象限AのB₁の位置からCの象限へ向かっているといえる。だが、それは単なる直線的な移行ではない。従来中国が他の社会主義諸国と同じように「結果の平等」を指向した社会であったとはい

図2

経済体制	結果の平等		機会の平等
	二元構造の内部	二元構造の外部	
計画経済	平等	不平等	不平等
市場経済	不平等	平等	平等

〔出所〕 筆者作成。

が、こうした「結果の平等」は都市・農村に区分された二元的社会構造を前提として行われたものであった。とするならば、現在の中国のAからCへの移行は、図2に示すように、計画経済体制実施時期に根を張った「結果の部分的な不平等」の残存の制約を受けつつ進行しているといわなければならない。

これを前出の図1の中で示せば、太い曲線矢印で示し

え、それはあくまでも中国社会を戸籍区分に規定されるような都市と農村の小社会に分断した上でそれぞれの内部において言えることであった。従来中国社会における、労働貢献度とは無関係な「平均分配主義」についてはすでに周知の歴史的事実である

たような象限Bを迂回した形での移行として捉えられる。

つまり、社会主義市場経済を目指す中国は「市場＝機会の平等」を重視する裏返しとして「結果の平等」を容認しながらも、従来の社会構造自体がもとも部分的に「結果の平等」を内蔵していたがために（すなわち、図1のBに位置していたがために）、「機会の平等」化へのプロセスもその制約を受けて迂回しながら進行せざるを得ないのである。八〇年代以降、農民の都市地域への移住や都市経済部門への労働力移動が認められつつもそれが依然として限定的なものであるのは、こうした状況を反映している。そして、本稿で取り上げる戸籍はまさに、そうした迂回を余儀なくさせている最大かつ重要な制度的要因の一つといえるのである。

(2) 社会経済的地位上昇の主要因：「機会」と「所得」

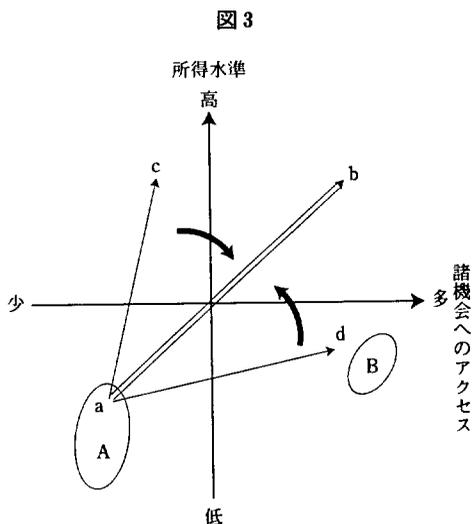
「結果の部分的な不平等」の残存を引きずりながら「機会の不平等」から「機会の平等」へ向かうがゆえに、「機会の不平等」状態からの脱却がスムーズには進行し得ないのが現在の中国社会であるとすれば、戸籍制度はその中でどのように位置づけられるのだろうか。

「機会の平等」化のプロセスはすなわち、従来の戸籍区分による都市・農村間格差が消滅に向かう過程でもある。従来、都市戸籍を有する者は都市での居住だけでなく、配給キップによる食糧・基本生活物資の供給や都市国有経済部門での就業機会、教育機会、医療や年金等の社会保障や福利厚生サービス、および物価手当などの各種補助を享受する権利が賦与されていた。都市戸籍はこれらさまざまな社会経済的機会へのアクセスを可能にするものであった。こうした諸「機会」に対して人々が平等な条件のもとで臨めるようになるならば、都市戸籍の重要性は低下し、その実質的経済価値は消滅するはずである。実際、九〇年代に入って、戸籍管理制度と密接に結びついていたさまざまな経済システムの中で、配給制や高等教育機関の卒業生に対する労働力統一分配が廃止されるなど、戸籍に付随する社会福利厚生サービスは徐々に減少しつつある。

一方、一連の経済改革の恩恵を受けて富裕化した農村では所得が都市の労働者のそれに比して著しく上昇し、子女の教育や社会保険などを当地の地域コミュニティで運営する地域が現われ、もはや都市戸籍の取得がさほ

ど重要視されなくなるといふ状況が見受けられる。これは、農村戸籍者であっても「所得」の上昇によって都市戸籍に付随していた諸「機会」へのアクセスが可能となったことを意味している。

人々の社会経済的地位の上昇志向が普遍的な現象であるとするならば、従来、都市戸籍が提供していた諸「機会」がそうした上方向への移動を可能にしたがゆえに、



【出所】 筆者作成。

都市戸籍は実質的経済価値を持つものであった。だが、計画経済体制から市場経済体制への移行過程で、人々の社会経済的地位の上昇において「所得」の持つ意義が強まり、諸「機会」の持つ重要性が相対的に低下した。前述の富裕化した農村の例がこの事実を象徴している。

そこで、人々の社会経済的地位の上昇は、主に「機会の平等」化の度合いと所得水準の上昇度合いによって規定されると考え、「機会」と「所得」の二つを主要軸として設定してみよう。

図3は横軸にアクセス可能な「機会」の多少を、縦軸に「所得」の高低をとったものである。ここで「機会」、「所得」の双方の条件が満たされてはじめて社会経済的地位の上昇が実現したといえるならば、その理想的なベクトルはabの線として描かれる。さまざまな「機会」へのアクセスが少なく、「所得」レベルも低い農村戸籍者については、aを出発点とするAのグループとして示される。彼らの「所得」水準が上昇してそれが諸「機会」へのアクセスの幅を押し広げていく(a \rightarrow c、a \rightarrow bのベクトル)のか、あるいは諸「機会」へのアクセスの増大が「所得」の上昇を牽引していく(a \rightarrow d、a \rightarrow b)のか。

先述の富裕化した農村地域の例は前者に相当するといえるが、いずれにせよ「機会」と「所得」が相互に引き合って最終的にはa bのベクトルに収斂されると考えられる。

なお、都市戸籍者については、「機会」へのアクセスが多く「所得」が農村戸籍者のそれより比較的高いBのグループとして位置づけることができる。

(3) 諸「機会」へのアクセス手段としての都市戸籍さて、都市戸籍は諸「機会」へのアクセス手段の一つといえ、戸籍は上述した社会経済的地位の上昇の二つの主要因、すなわち「機会」と「所得」のうち、「機会」の方に属するものとして局部的に位置づけることができる。「機会」の中には戸籍の他に、都市や非農業部門での就業機会や都市での居住機会、教育、医療、老齢保障、都市住宅、物価手当等の各種補助などがある。これらのほとんどは、都市戸籍と密接に結びついている。つまり、戸籍は「機会」の中に属するものの、それ自体が「機会」の中の他の諸要素を内包しているためにそれらとは異なった次元に位置しており、都市戸籍はこうした諸「機会」の束、あるいはそれらを包み込む殻として捉え

られる。

都市戸籍が従来、内包していた諸「機会」や各種権益は、その程度の差こそあれ、戸籍からの乖離が進む方向にあり、うち、幾つかのものについてはすでに戸籍からの大幅な乖離・離脱が実現している。よって、従来、種々の社会経済的格差をもたらしていた諸「機会」へのアクセス手段としての戸籍の重要性が将来どのように消滅していくのか、あるいは都市戸籍が依然として重要性を持つとすればそれはどのような側面においてなのかを見究めるためには、こうした乖離の実状を見ていく必要がある。

では、それはどのようにして把握できるのだろうか。実行可能な具体的作業としては、ミクロ的には実地調査に基づく個別の研究成果の中で取り上げられる都市戸籍がどういった諸「機会」を内包しているかを詳細に検討することであり、マクロ的には戸籍自体の移転と職業や居住地等の領域における「農転非」(農業・農村から非農業・都市への移動)がどの程度進行しているかを定量的、類型別に捉えることであるだろう。次節では、特に後者の作業を行なう際の分析枠組について考えてみたい。

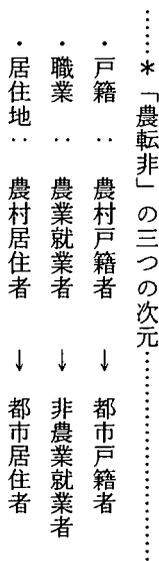
二 農村から都市への戸籍移転を捉える枠組

ここでは戸籍の「農転非」、すなわち農村戸籍から都市戸籍への移転に着目し、他の領域における「農転非」として職業移転と居住地の変更を取り上げる。これらと戸籍の「農転非」の相互関係および具体的諸相を検討する中で、諸「機会」の戸籍からの乖離状況を把握し、戸籍の「農転非」が個人の社会経済的地位の上昇に対して持つ意義を明確にするための分析枠組を提示してみよう。ここで職業移動と居住地の変更の二つを特に取り上げるのは、戸籍に関わる諸「機会」のうち、都市戸籍からの乖離が最も進行している分野であるからである。

(一) 「農転非」の三つの次元

中国では「農転非」という語がしばしば用いられる。これは農業から非農業への移転を指し、具体的には農業生産従事者から非農業生産従事者への産業間労働力移動を意味する場合と、農村戸籍者から都市戸籍者への戸籍移転を意味する場合とがある。ここでは以上の二つの意味に、農村地域から都市地域への居住地の変更を第三の「農転非」と規定し、それら三つの「農転非」相互の関

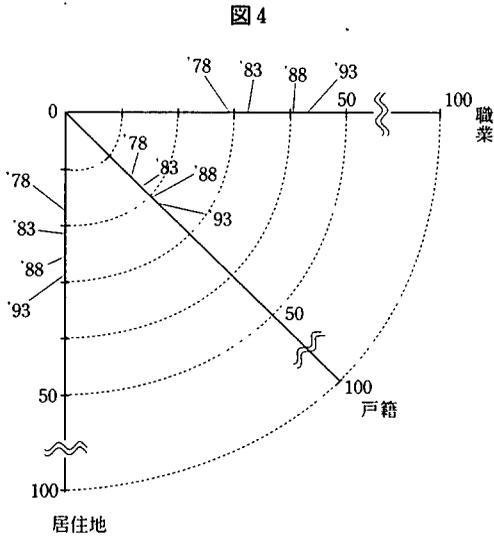
係を考察していく過程で、戸籍における「農転非」を相対的に位置づけてみよう。⁽²⁾



以上三つの「農転非」が実現した場合を、ここでは特に「完全なる『農転非』」と呼んでおこう。⁽³⁾一九五〇年代に現行の戸籍管理制度が確立し、種々の配給キップによる食糧・基本生活物資の供給体制が敷かれてから改革・開放政策が始まるまでの時期には、三つの「農転非」は相互に連動してほぼ同時に実現するものであった。都市戸籍は個人が社会経済的地位の上昇を図る上でのみならず、さまざまな権益と結びついていた。農村戸籍から都市戸籍への移転のチャンスは厳しく制限され、都市戸籍の取得は農民にとって垂涎的であった。狭き門をくぐり抜けて都市戸籍を獲得した暁には、農民の地位は経済的にも社会的にも大幅に上昇した。だが、七〇年代末以降、経済体制改革が進行する中で、戸籍移転は実現しなくとも

農民の非農業部門への労働力移動や都市地域への移住が比較的可能となり、戸籍の「農転非」の意義は従来よりは薄れた。また、地方政府による実質的価値の低減した都市戸籍の販売に見られるように、戸籍の「農転非」を果たしても、前述したような諸「機会」へのアクセスは実現しないという事態も発生した。つまり、改革・開放

政策実施以降の時期にはこれらの「農転非」はバラバラに実現する場合が多くなり、それが私たちの「農転非」に対する理解を複雑かつ曖昧なものにしてきたといえる。「完全なる『農転非』」から「不完全な『農転非』」へと「農転非」の実現形態が変化してきたという事実は、戸籍と諸「機会」との乖離が顕著になってきたというこ



[注]・目盛りの数値は第2・3次産業就職者、非農業戸籍人口および都市人口の総人口に占める割合(%)を示す。'78は1978年であることを示す。

・戸籍人口には「農業・非農業人口」統計を使用。職業区分については第3次産業別の分類を使用。居住地に関しては、度重なる都市定義の変更および鎮制施行の地域的差異などから農村人口(「郷村人口」と都市人口(「城鎮人口」と)の境界に度々ズレが生じており、ここでは九〇年代以降に適用された厳しい都市定義を用いているため、都市人口の割合は八〇年代後半公表の統計数値やもう一方の基準によるものよりは低くなっている。

[出所] 戸籍については、国家统计局人口与就業統計司編『中国人口統計年鑑1994』(中国統計出版社, 1994年)P.409。職業、居住地については、国家统计局編『中国統計年鑑1994』(中国統計出版社, 1994年)P.83, 59。

との裏返しでもある。では、こうした「不完全な『農転非』」の諸相はどのように類型化して捉えられるであろうか。その前に次項で、それぞれの次元における「農転非」の進行状況を見ておきたい。

(2) 各「農転非」の状況

まず、戸籍、職業、居住地のそれぞれの領域における人口の割合の変化を全国レベルで見ると図4のようになる。まず、職業区分における非農業就業者人口の割合が、次いで居住地区分における都市人口のそれが増大している。それに比べて、戸籍区分における非農業人口の割合の変化は鈍い。

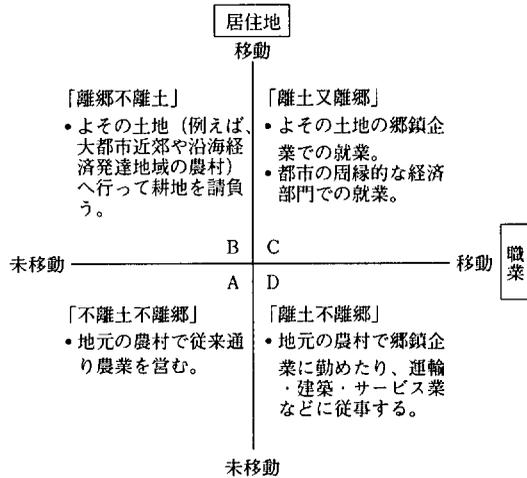
こうした流れは政府の経済政策、人口移動政策や戸籍管理政策と連動している。経済改革はまず、都市部よりも農村地域において始まった。その後、都市部に改革の重点が移ってからも、農村の余剰労働力は農村地域内で解消されることが望まれ、移住は前提とされていなかった。さらに、都市への移住が部分的に許されてからも、それらは戸籍移転を伴う「遷移」ではなく戸籍移転を伴わない「流動」であり、鎮への移住が認められたときも、農民たちが手にしたのは従来に比べて価値の逓減した鎮

(11町)レベルの戸籍であった⁽⁴⁾。戸籍の「農転非」に関する中央政府の政策としては、一部の例外的な報奨措置を除いて厳しく制限されてきた。

では、それぞれの領域においてどの程度の「農転非」が起こったのであろうか。まず、職業移動については、改革・開放期の十四年間に農村労働力のうち約八千万人が非農業部門に移動した⁽⁵⁾。九三年末の段階で郷村労働力四億四千二百五十六万人のうち、非農業部門の就業者は一億一千万人近くに達しており、同年末の郷鎮企業の就業者は一億二千三百四十五万人で、うち郷・村両レベルの企業の就業者は五千七百六十八万人である⁽⁶⁾。居住地については、改革・開放政策を経て九三年段階ですで一億五百万人の農村戸籍者が都市に居住しているという⁽⁷⁾。戸籍移動については、七九年から九〇年までの間に約五千二百万人が農村戸籍から都市戸籍へ移転したとされている⁽⁸⁾。

このように、さまざまな公表数値から判断し得た限りにおいても、人口の割合の変化において見た場合と同様、戸籍における「農転非」は職業や居住地における「農転非」の進行よりも鈍く、従来の「完全なる『農転非』」

図 5



〔出所〕筆者作成。

のあり方が、戸籍・職業・居住地の各次元でばらばらに「農転非」が実現するという「不完全な『農転非』」へと移行しつつあることが窺えるだろう。

(3) 第三の座標軸としての戸籍

では、こうした「不完全な『農転非』」の諸相はどのようなに類型化して捉えることが可能であろうか。まず、

職業と居住地の二つを座標軸に設定して四つの象限を考
え、その中で戸籍との関係を見てみよう。

中国で農村余剰労働力の移転を議論する際、しばしば
図5のような四つの象限の枠組が引き合いに出される。
同図の「離土」とは農業生産を離れ、非農業部門への労働力移動を意味する。一方、「離郷」とは、地元の農村を離れるという意味である。職業、居住地における「農転非」は、象限Aから象限BあるいはDを通過して、象限Cへ至る過程として捉えられる。

本節で展開してきた考察は、こうした農村余剰労働力の移転の議論における枠組の中に、戸籍を第三の座標軸として組み込んだものとして捉えられる。すなわち、職業、居住地における「農転非」に戸籍の「農転非」を新たな視点として加え、従来の二次元的な視野を三次元的なそれへと拡大することで、戸籍の「農転非」発生の有無を定量的に把握することに役立てるだけでなく、農村余剰労働力の移転の議論に対しても多角的な視点を提供
するものである。

次に、戸籍を職業・居住地と同一次元に組み入れ、その多様な組み合わせから導き出される「農転非」の諸相

表1

類型	位相	経済的 位置	空間的 位置	社会的 位置	具体的な 実現形態	不 離 土 不 離 郷	離 郷 不 離 土	離 土 不 離 郷	離 土 又 離 郷
		職業	居住地	戸籍					
a		0	0	0	地元の農村で従来通り農業を営み、農村戸籍もそのまま	○			
b		1	0	0	地元の第2、3次産業（郷鎮企業等）への就業			○	
c		1	1	0	都市部の第2、3次産業部門への出稼ぎ				○
d		0	1	0	外地の第1次産業部門への出稼ぎ		○		
e		1	0	1	耕地収用に伴う農民への補償			△	
f		0	1	1	軍人や専門技術者の随伴家族の転居		△		
g		0	0	1	具体的政策措施を伴わない都市戸籍の販売	△			
h		1	1	1	都市での常住及び非農業部門での就業且つ都市戸籍も取得				△

〔出所〕 筆者作成。

について考察してみよう。

(4) 「農転非」の八つのパターン

職業、居住地、戸籍において「農転非」が実現したかどうかによって八つのパターンに分けることができる。「農転非」したものを1、しなかったものを0として、それらをまとめたものが表1である。

まず、職業、居住地、戸籍それぞれにおける「農転非」の可能性、移転の頑強度の大小に着目してみると、職業の変更は比較的やり易くその頑強度は低い、戸籍移転は難しくその頑強度は高いといえる。戸籍移転が多分に行政措置的な行為であることを考えると、戸籍移転を伴う「農転非」の諸相は行政的性格の強い「農転非」ということができる。一方、それ以外については、市場経済化に伴う非農業部門の発達および地域間経済格差に促された出稼ぎなど、多分に経済的性格の強いものとしてとらえることができる。

次に、それぞれのパターンにおける具体例を

見てみると、まず、aは戸籍、職業、居住地のいずれにおいても「農転非」が起こらない場合である。bは地元の郷鎮企業への就業などであり、cは都市部の非農業部門への出稼ぎ、dは農業部門内での出稼ぎに相当する。

そして、政府が奨励している「離土不離郷」（農業を離れても農村を離れない）、「進廠不進城」（工場に勤めても都市には入らない）はb、沿海経済発展地域への組織的な「労務輸出」（労働力移出、集団出稼ぎ）はc（またはd）に相当する。eには、農地収用に伴う地元農民への補償措置としての「農転非」がある。これは都市経済の近郊農村への拡張、経済開発区の設置という経済的動因が背景にある。fには、幹部や専門技術者、軍官等の随伴家族に対する都市での居住許可がある。gには、地方政府による資金収集を狙った名前だけの都市戸籍の投げ売りがある。これは都市経済セクターでの就業や住宅供給の保障もなしに紙切れ同然の都市戸籍を交付するというもので、九〇年代初め頃に問題化した、従来の政策からは逸脱した戸籍移転のやり方である。最後にhは、都市での常住、都市経済部門での就業、都市戸籍の取得のすべてが実現した「完全なる『農転非』」である。

このように、表1を欄の横方向に沿って見た場合、職業・居住地・戸籍それぞれの同時的あるいは非同時的な「農転非」の実現形態から、職業・居住地の「農転非」における戸籍からの乖離状況を把握することができる。

また、以上の八つのパターンを前出の図5との関連の中で位置づけてみると、それぞれ表1の○で示したパターンに相当し、戸籍移転をも考慮すると△で示したパターンに相当することがわかる。つまり、従来、同じ「離土不離郷」として議論されてきた現象が、戸籍の「農転非」にも着目することでさらに細分化して捉えられるのであり、従来の「離土不離郷」論に新たな視点を提供するものであるといえる。一方、我々の問題意識からすれば、表1の欄の縦方向に見た場合に四組に分けられた○と△の対同士を比較検討することにより、戸籍移転の持つ意義をより具体的に検討することができるのである。

さて、さまざまな報道や先行研究の成果から判断する限り、これら八つのパターンのうちのすべてが均等に起こっているのではない。大勢を占めているのはbやcあるいはdである。そこでb、c、dの3つに着目してみると、これらのうち、政府の側が早くから奨励していた

のはりであった。cとdは共に一部の貧困地域からの「労務輸出」を除いて、八〇年代後半までは「盲流」(盲目的な人口流動)と見なされていた。その後、行政の統制下におかれた組織的な労働力移動であれば認めてもよいという思潮に変わり、c、dも社会的認知を得るようになった。だが、「離土不離郷」など行政側が積極的に提唱してきたりの形態は、当地の経済発展の度合いに大きく左右されるという限界があった。実際、八〇年代中頃から「離土不離郷」型の労働力移動に対する批判も出てきた。⁽¹⁰⁾ 経済発展の立ち後れた、農村労働力の余剰が多く見られる地域では、外地での「農転非」を指さなければならなかった。実際、「農民」(農村戸籍者)たちは上級の行政側からの経済政策を待つことなく、自ら外地へと流出していったのである。その背景には経済的な地域間格差の存在があった。彼らはその格差構造の中を移動することによって自らの社会経済的地位の向上を図った。よって、b、c、dの各形態の「農転非」は、戸籍

の「農転非」こそ実現していないものの、実質的な経済的地位においては上昇しているといえ、まさにこの部分が従来の戸籍格差構造を突き崩している最大かつ主要な

勢力であるといえる。また、財政的観点からすれば、これらは中央(あるいは地方)の正規の「農転非」に伴う財政支出増大を回避するという点において望ましいとされる「農転非」形態なのである。

(5) 「農転非」と「所得」との関係

ここで再び、前節で提示した「機会」と「所得」の枠組を振り返り、前項で類型化した「農転非」の諸パターンと「所得」との関係に目を転じてみよう。個人の社会的地位の上昇を規定する主要な要因には「機会」と「所得」があるが、本節では「機会」の方に着目して戸籍と職業と居住地を取り上げ、それぞれの「農転非」の組み合わせから八つの類型を抽出し、その具体的形態を見てきたのであった。戸籍移転が農村戸籍者の社会経済的地位の上昇に与える影響を把握しようとするれば、表1で提示したような諸パターンについて「所得」上昇の如何を検討する必要がある。すなわち、その「農転非」パターンにおいて「所得」は上昇したのか、否か。したとすれば、それは職業・居住地・戸籍のどの次元の「農転非」に誘発されたものなのか。こうした点を検討していく過程で、諸「機会」のアクセス手段としての戸籍とそ

の移転が「所得」の上昇、ひいては農村戸籍者の社会経済的地位の上昇に果たす重要性を把握することができる。だろう。

今後、我々が戸籍管理制度から現代中国社会を具体的に論じていくに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

まず、三つの「農転非」の組み合わせから細分化される八つの「農転非」のパターンの各々によって、その経済的地位上昇のベクトルには相違が見られることである。例えば、cについては内陸部の湖南省の農村の娘たちが深圳の企業で就業する例があり、こうしたケースでは戸籍移転こそ実現しなかったものの、所得上昇や故郷への多額の送金が可能になっている。これに対して、gでは政府による戸籍の「農転非」措置にもかかわらず実際の優遇措置が伴わない場合、所得をはじめとするその経済的地位の上昇は見込めない。このように、「農転非」の有無と「所得」上昇との関係を見ていく場合には、「農転非」によって「所得」は上昇したのか否か、したとすればそれは三つの内のどの次元の「農転非」によるものなのかに着目する必要がある。そうした作業の中で、職

業・居住地などの他の「機会」と戸籍との乖離が把握できると同時に、戸籍の「農転非」の持つ意義も相対化できるであろう。

また、戸籍移転を伴わないパターンについて検討する場合には、地域間経済格差についても考慮する必要がある。例えば、地元の農村内で農業生産から郷鎮企業の労働者へと転業する場合（bのパターン）と、内陸部の農村から沿海部の大都市近郊農村への耕地請負等のための移住、すなわち農業出稼ぎ（dのパターン）とでは、その経済的地位の上昇の度合いは異なるだろう。また、同じ郷鎮企業への就業（bのパターン）でも、蘇南地区などの郷鎮企業が発展した地域でのそれと、内陸部の立ち後れた農村でのそれとは、実質的な経済的地位の変化の度合いは異なってくる。

さらに、戸籍移転を伴う場合には、それが単なる戸籍登記上の移転なのか、職業移動や居住地の移動と連動しているのかを検討することによって、取得された都市戸籍の実質的経済価値を推し量るとともに、その戸籍移転自体が当地の経済発展や行政区画の変更に伴う措置であるのかどうかとも判断しやすくなるだろう。

今後、先行研究におけるケース・スタディを戸籍移転に関わる議論に取り入れていく場合には、以上の点を認識した上で論じる必要があると思われる。

三 結語

以上、本稿では近年来の戸籍を取りまく状況変化を踏まえ、戸籍管理制度から現代中国社会を考察する際の分析枠組について論じた。

まず、最初に、現在の中国が従来のような「機会の平等・結果の平等」を志向する社会から「市場＝機会の平等」を志向する社会へ向かいつつあるという現状認識に立って、「機会」と「結果」の平等・不平等から四つの象限を設定し、その中に中国社会を視覚的に位置づけた。そうした過程で、中国社会の「機会の不平等」から「機会の平等」への移行は従来からの「結果の部分的な不平等」の残存の制約を受けながら進行していることを述べ、こうした形の移行を余儀なくさせている最大かつ最も重要な制度的要因の一つに戸籍があることを指摘した。

次に、人々の社会経済的地位の上昇は主に「機会の平

等」化の度合いと所得水準の上昇度合いによって規定されると考え、「機会」と「所得」を二つの主要軸として設定し、個人の社会経済的地位の上昇のベクトルを主に農村戸籍者について見た。さらに、こうした「機会」と「所得」のうち、戸籍を「機会」の方に属するものとして局部的に位置づけた上で、それは単なる諸「機会」の一構成要素ではなく、就業機会などの構成要素とも密接に絡み合い、それらをも内包したものであることを指摘した。

続いて、「機会」の方に属する他の要素として職業移動や居住地の変更を取り上げ、戸籍・職業・居住地それぞれの次元における「農転非」(農業・農村から非農業・都市への移転)の関係を考察することによって、戸籍の「農転非」を相対的に位置づける作業を行なった。改革・開放期には、これら三つの「農転非」が同時に実現する従来型の「完全なる『農転非』」は次第にその割合を低下させ、非同時に実現する「不完全な『農転非』」が主流になってきた。こうした各次元における「農転非」のズレを類型化して考察することで、戸籍と他の諸「機会」との乖離や戸籍移転が人々の社会経済的

地位の上昇に与える意義を把握できると考え、三つの次元の「農転非」の状況を概観した上で、戸籍移転を含む「不完全な『農転非』」の諸相を類型化して捉えるための分析枠組を提示した。具体的には、まず、職業と居住地の二つの次元の「農転非」に着目して、それらと戸籍の「農転非」との関係を見た。次に、三つの各次元の「農転非」が実現したかどうかによって「農転非」の様態を八つのパターンに細分化し、それぞれの具体的な内容について検討した。最後に、これらの「農転非」の諸相と「所得」上昇との関係について述べ、今後、具体的な考察を行なっていく上での課題や留意点について述べた。

本稿で提示した分析枠組は未だ試験的なものではある。だが、それは今後、自ら実地調査を行なったり、個別の先行研究の成果を検討・吸収しながら戸籍に関わる中国社会の変化を論じていく上で、依拠すべき具体的な分析視点を提供してくれるだけでなく、戸籍自体の「農転非」政策の変遷とその意義を理解する上でも有用であると思われる。

【付記】本稿は、日本学術振興会の特別研究員として、文

部省科学研究費補助金を受けて行なった研究成果の一部である。

(1) 中兼和津次「発展と分配の政治経済学」(『日本経済新聞』一九九五年十一月十一、十二日)。

(2) 戸籍・職業・居住地の三つの次元における「農転非」のうち、特に戸籍の次元に着目して論じたものとして、拙稿「中国における戸籍移転政策と農村戸籍から都市戸籍へ」『アジア経済』第三七巻第五号(一九九六年五月)、六六〜九一頁を参照されたい。

(3) これと類似した区分として、毛里和子氏は江蘇省の労働力移動についての論稿の中で「産業間、地域間、身分的な移転」と表現し、これらすべての移転が実現した場合を「完全移転」(そうでない場合を「不完全移転」と呼んでいる(NIRA研究叢書『中国における「小城镇」建設に関する研究』江蘇省を中心として)『総合研究開発機構』一九八九年、六一頁)。「完全なる……」の表現は後者に基づいている。

(4) 拙稿「中華人民共和国における『戸籍』管理制度と人口移動」『アジア経済』第三四巻第二号(一九九三年二月)、二二〜四一頁を参照されたい。

(5) 『人民日報』一九九三年二月二五日。

(6) 国家統計局編『中国統計年鑑一九九四』中国統計出版社、一九九四年、三二八、三六二頁。

(7) 『人民日報』一九九四年一月二日。

(8) 『公安法規全書』編輯委員会編『中華人民共和国公安

法規全書』吉林人民出版社、一九九五年、七一二頁。

(9) 例えば、馮蘭瑞・姜渭漁「農業余剰労働力移転モデルの比較研究」『中国社会科学』一九八七年第五号を参照。

(10) 詳細については、菊池道樹「郷鎮企業論」法政大学比較経済研究所・山内一男・菊池道樹編著『中国経済の新局

面』法政大学出版会、一九九〇年、一四一頁。

(11) 『湖南農村報』一九八八年三月二二日。一人当たりの月収(ボーナス込み)は故郷での一人当たりの年収よりも多い。

(一九九八年三月十一日脱稿・京都産業大学専任講師)